　0601-00-03



一般社団法人　日本原子力学会

国際協力推進費の支出基準に関する細則

2019年5月30日　第3回国際活動委員会改定

（目的）

第１条　本細則は，国際活動委員会規程（0601）（以下，「規程」という）第２条に基づき，国際協力推進費の支出に関し必要な事項を定める。

（海外で開催される国際会議等の支出負担）

第２条　本会が主催または共催する海外で開催される国際会議等（以下，「海外の国際会議等」という）にかかわる支出で次の各号に該当する支出は，国際協力推進費の予算の範囲内で負担することができる。

（１）国内外学術的会合等の主催・共催・協賛・後援等に関する規約（1001-01）第２条（２）に規定する運営委員等が出席する場合，支出の一部

（２）本会を代表して、海外の国際会議等に参加する本会関係者の支出の一部

２　前２号の会議参加者は，後日，会議の概要を国際活動委員会に報告するものとする。

（その他国際協力にかかわる支出負担）

第３条　前条に定める国際会議等以外で次の各号に該当する支出は，国際協力推進費の予算の範囲内で負担することができる。

（１）海外の関連学協会との交流，情報交換等の支出

例：Pacific Nuclear Council (PNC)の年会費，International Nuclear Society Council（INSC）の支出等

（２）国際機関が主催する会議に本会を代表して参加する場合の支出

（３）若手連絡会（YGN）の海外活動のための支出

（４）新規事業の開拓に関する支出

（５）部会の国際交流活動支出

（特記事項）

第４条　国際協力推進費は，海外の講師を招へいする支出に使用してはならない。

（改定）

第５条　本細則の改定は，国際活動委員会が決定し，理事会に報告するものとする。

附則

１　平成11年7月22日　第415回理事会決定。同日施行

２　改定履歴

　①平成15年1月28日　 第449回理事会改定

②平成17年6月22日　 第474回理事会改定

③平成20年12月5日　 第1回国際活動委員会改定

④平成22年6月2日　第3回国際活動委員会改定

⑤2019年5月30日　第3回国際活動委員会改定

附則

１　2019年5月30日改定の細則は，国際活動委員会承認の日から施行する。